

## 令和5年第1回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和5年3月3日(金曜)

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午前10時 宣告

1. 応招議員

1番 今井 健児	2番 芝間 教男	3番 中島 健男
4番 中村 茂弘	5番 森澤 文王	
7番 村田 桂子	8番 榎本 真弓	9番 森本 信明
10番 滝沢寿美雄	11番 今井 英昭	12番 田中 三江

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 11名

1. 欠席議員 1名 6番 今井 清

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 両角正芳	副町長 小平春幸	教育長 塩澤勝巳
総務課長 齊藤明美	町民課長 荻原義行	企画課長 竹重和明
教育次長 櫻井 豊	建設環境課長 篠原英男	産業振興課長 今井一行
会計管理者 羽場厚子		
たてしな保育園長 山口恵理	庶務係長 田口 仁	

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 羽場雅敏	書記 伊藤百合子
-------------	----------

散会 午前11時12分

(午前10時00分開議)

**議長（田中三江君）** おはようございます。これから本日3月3日の会議を開きます。  
報告します。6番、今井 清君から、欠席届が出ております。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 議案第26号～日程第3 議案第28号

**議長（田中三江君）** 日程第1 議案第26号 令和5年度立科町白樺高原下水道事業特別会計予算についてから、日程第3 議案第28号 令和5年度立科町下水道事業会計予算についてまでの3件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。篠原建設環境課長、登壇の上、願います。

〈建設環境課長 篠原 英男君 登壇〉

**建設環境課長（篠原英男君）** 議案第26号 令和5年度立科町白樺高原下水道事業特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

1 ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,595万8,000円と定めます。

3月2日提出、立科町長。

5 ページをご覧ください。

歳入ですが、2款使用料及び手数料1目下水道使用料は、滞納繰越分を合わせて3,800万1,000円を計上しました。

6 ページをご覧ください。

3款財産収入1目利子及び配当は、積立金利子として90万5,000円を計上しました。

4款繰入金1目基金繰入金は、財政調整基金からの繰入金で654万8,000円です。

5款繰越金は50万円を計上いたしました。

8 ページをご覧ください。

次に、歳出ですが、1款衛生費1目下水道管理費4,495万8,000円は、経常的経費が主なものですが、14節工事請負費では、処理場機器整備工事費として546万7,000円を計上しました。24節積立金では、緊急修繕積立金として400万円、減価償却積立金として532万円、基金利子積立金として90万6,000円を計上しました。

9 ページをご覧ください。

2款予備費として100万円を計上しました。

以上、説明を申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議案第27号 令和5年度立科町水道事業会計予算について、提案理由の説明を申し

上げます。

1 ページをご覧ください。

第2条業務の予定量は、次の表のとおりとします。左の表は上下水道及び簡易水道について給水件数、年間給水量、日平均給水量の予定数値を示してあります。

右の表は5年度に予定しております主要な建設改良事業です。事業内容につきましては、支出の中で説明させていただきます。

2 ページをご覧ください。

第3条収益的収入及び支出の予定額を次のとおり定めます。

まず、収入ですが、第1款水道事業収益3億2,608万1,000円については、第1項営業収益を2億3,990万5,000円、第2項営業外収益を8,612万6,000円、第3項特別利益を5万円とします。

次に、支出ですが、第2款水道事業費用3億2,608万1,000円については、第1項営業費用を2億9,593万3,000円、第2項営業外費用を1,726万9,000円、第3項特別損失を40万円、第4項予備費を1,247万9,000円とします。

第4条資本的収入及び支出の予定額を次のとおり定めます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,400万6,000円は、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補填するものとします。

まず、収入ですが、第3款資本的収入はございません。

次に、支出ですが、第4款資本的支出8,400万6,000円については、第1項建設改良費用3,178万7,000円、第2項企業債償還金を5,221万9,000円とします。

3 ページをご覧ください。

第5条一時借入金の限度額は2,000万円とします。

第6条議会の議決を経なければ流用することのできない経費を、職員給与費2,545万7,000円とします。

第7条棚卸資産の購入限度額は2,300万円とします。3月2日提出、立科町長。

4 ページをご覧ください。

資本的収入及び支出の収入ですが、第1款水道事業収益の1項営業収益1目給水収益は、上水道分、八重原への分水分、簡易水道分などの使用料で、計2億3,184万5,000円とします。

2目受託工事収益278万4,000円は、消火栓更新代です。

3目他会計負担金439万円は、消火栓維持に伴う負担金、下水道使用料算定のための自動検針及び料金システムに関する負担金、深久保代替用水ポンプ電気料負担金です。

4目負担金14万1,000円は、佐久市からの消火栓維持管理分と東御市からの負担金です。

5目その他営業収益74万5,000円は、材料売却収益と手数料です。

5 ページをご覧ください。

2 項営業外収益ですが、1 目受取利息及び配当金は、預金利息として22万7,000円、2 目他会計補助金159万5,000円は、一般会計からの繰入金です。

4 目長期前受金戻入4,537万4,000円ですが、平成26年度からの会計制度の見直しに伴い、補助金等に相当する減価償却見合い分を順次収益化するため、営業外収益に計上したものです。

6 目雑収益3,893万円は、新規加入分担金督促手数料と水道施設の落雷復旧工事に対する保険金です。

3 項特別利益 5 万円ですが、2 目過年度損益修正益で、電気量の概算払による清算金となっております。

6 ページをご覧ください。

次に、支出ですが、2 款水道事業費用 1 項営業費用のうち、1 目原水及び上水費では、主なものといたしまして15節委託料で水質検査委託料のほか262万5,000円、26節負担金で立科土地改良区などへの代替用水負担金659万円です。

2 目排水及び給水費では、職員の給与、手当、経常的経費のほか、主なものといたしまして、7 ページになります。15節委託料1,782万6,000円では、管路管理図地理情報システムの保守管理委託料、施設草刈り委託料、潜水土による何平配水池の第1 第2 ポンプ室ほか1 か所の清掃点検業務委託料、諏訪白樺湖小諸線及び芦田大屋停車場線舗装復旧工事の設計管理委託料、温井配水池ほか15か所の水道施設保守点検業務委託料、権現山配水池耐震診断業務委託料の計上、18節修繕費6,406万4,000円では、量水器の取替費用、本管修理代、宇山配水池流量計点検口蓋更新工事、諏訪白樺湖小諸線及び芦田大屋停車場線舗装復旧工事、白樺配水池第1、第2 及び南平第2 減圧弁修繕工事、夢の平配水池、万仁田沢中継ポンプ場及び竜ヶ峰配水池落雷復旧工事、自動検針に伴う送信機設置工事などを計上しております。

8 ページをご覧ください。

3 目受託工事費239万3,000円、消火栓更新工事に関わる委託料、材料費及び工事請負費になります。

4 目総係費では、職員の給与手当、経常的経費のほか主なものとしていたしまして9 ページ、18節委託料283万4,000円では、検針委託料自動検針に伴うシステム登録業務委託料、企業会計システム保守料、消費税申告委託料を計上しております。20節使用料及び賃借料83万2,000円では、検針移動ハンディターミナルリース料、企業会計システム使用料などを計上しております。

10ページをご覧ください。

5 目減価償却費は、1 節有形固定資産減価償却費として1 億4,922万6,000円の計上です。

6 目資産減耗費は、量水器交換により、除去をする固定資産除却費ほか193万3,000

円を計上しました。

2項営業外費用では、1目支払利息及び企業債取扱諸費に426万9,000円を計上、2目消費税及び地方消費税に1,300万円を計上しました。

3項特別損失では、4目過年度損益修正損として40万円を計上しました。

4項予備費として1,247万9,000円を計上しました。

11ページをご覧ください。

資本的支出ですが、4款資本的支出1項建設改良費2目配水施設改良費1,078万円は、浄水場自動水質測定装置設置工事に係る計上をしております。

3目営業設備費2,100万7,000円は、定期交換分量水器等及び自動検針用送信機の購入費を計上しました。

2項企業債償還金では、5,221万9,000円を計上しました。

12ページは、令和5年度立科町水道事業予定キャッシュフロー計算書です。

次の13ページは、令和4年度立科町水道事業予定損益計算書です。

14、15ページは、令和4年度立科町水道事業予定貸借対照表。

16、17ページは、令和5年度立科町水道事業予定貸借対照表です。

18ページから25ページは職員の給与明細書になります。

26、27ページは、令和5年度水道事業会計注記表となっておりますのでご覧ください。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議案第28号 令和5年度立科町下水道事業会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

1ページをご覧ください。

第2条業務の予定量は、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、コミュニティプラント等事業を合わせた、排水戸数、年間湧水量、1日の平均湧水量の予定数値と主な建設改良事業を示してあります。

事業内容につきましては、支出の中で説明をさせていただきます。

2ページをご覧ください。

第3条収益的収入及び支出の予定額を次のとおり定めます。

まず、収入ですが、第1款下水道事業収益4億4,628万7,000円については、第1項営業収益を1億5,467万5,000円、第2項営業外収益を2億9,161万2,000円とします。

次に支出ですが、第2款下水道事業費用4億4,628万7,000円については、第1項営業費用を4億843万6,000円、第2項営業外費用を3,613万7,000円、第3項特別損出を21万4,000円、第4項予備費を150万円とします。

第4条資本的収入及び支出の予定額を次のとおり定めます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額735万8,000円は、過年度分損益勘定留保資金735万

8,000円で補填するものとします。

まず、収入ですが、第3款収益的収入4億1,884万7,000円については、第1項企業債を9,730万円、第5項補助金を3億1,974万5,000円、第6項負担金を180万2,000円とします。

次に、支出ですが、第4款資本的支出4億2,620万5,000円については、第1項建設改良費を2億1,936万7,000円、第2項企業債償還金を2億683万8,000円とします。

3ページをご覧ください。

第5条債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり定めま

す。  
事項は、立科浄化管理センター耐震補強工事、期間は、令和6年度、限度額は2億5,570万円とします。

第6条起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり定めま

す。  
起債の目的は、特定環境保全公共下水道事業、限度額は9,730万円、起債の方法は、証書借入または証券発行、利率は4%以内でただし書きもございます。償還の方法は、政府資金については、その融資条件により銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによるということです。ただし、財政等の都合により据置期間及び償還期間を短縮、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができるという内容になっております。

第7条一時仮入金の限度額は2,000万円とします。

4ページをご覧ください。

第8条予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合を、次のとおり定め

ます。  
営業費用と営業外費用との間の流用とします。

第9条議会の議決を経なければ流用することのできない経費を職員給与費1,367万8,000円とします。

第10条下水道事業助成のため一般会計からこの会計補助を受ける金額は2億6,509万1,000円とします。3月2日提出、立科町長。

5ページをご覧ください。

収益的収入及び支出の収入ですが、1款下水道事業収益1項営業収益1目下水道使用料は、特定環境保全公共下水道、農業集落排水、コミュニティプラント等の使用料で、計1億5,467万円とします。

4目その他営業収益5,000円は督促手数料です。

2項営業外収益ですが、2目負担金等1,778万9,000円は、川西保健衛生施設組合負担金と茂田井特定環境保全公共下水道新規加入者、受益者分担金等です。

3目他会計補助金6,005万4,000円は、一般会計からの繰入金です。

6目長期前受金戻入金益2億1,376万4,000円は、平成26年度の会計制度の見直しにより、補助金等に相当する減価償却見合い分を順次収益化するために営業外収益に計上したものです。

9目雑収益5,000円は、雑収入及び諏訪湖流域下水返還金などです。

6ページをご覧ください。

次に、支出ですが、2款下水道事業費用1項営業費用のうち、1目管渠費につきましては、主なものとして、14節委託料1,274万5,000円では、マンホールポンプ場維持管理委託料、管路清掃委託料、茂田井特定環境保全公共下水道管渠延長工事設計管理委託料、白樺湖特定環境保全公共下水道管路閉塞工事設計管理業務委託料の計上、15節手数料476万2,000円では、緊急時の汚泥引き抜きや発電機対応手数料マンホールポンプ場2か所の汚泥引き抜き手数料、緊急用発電機の保守及び保管手数料、白樺湖特定環境保全公共下水道水質検査業務手数料の計上、17節修繕費は、緊急対応修繕費等で807万9,000円、25節工事請負費845万円は、管路延長が必要になった場合の茂田井特定環境保全公共下水道管渠延長工事、白樺湖特定環境保全公共下水道の町道白樺湖大門峠線改良に伴う、下水道管敷設替工事に伴い県道部分に残った旧下水道管路の閉塞工事になります。

7ページをご覧ください。

3目処理場費につきましては、主なものとして、14節委託料2,887万7,000円では、処理場管理委託料、電気保安業務委託料、消防設備保守点検業務委託料などを計上、15節手数料3,004万8,000円では、汚泥引き抜き手数料、川西保健衛生施設組合への汚泥搬入手数料、水質検査手数料などを計上。

8ページをご覧ください。

17節修繕費は、緊急対応修繕費で470万円、21節動力費は処理上電気料で1,966万5,000円、26節工事請負費1,130万円では、各処理場の機械設備整備工事を計上しました。

4目流域下水道費1節流域下水道維持管理負担金は、諏訪湖流域下水道維持管理負担金で2,000万円を計上しました。

6目総係費につきましては、職員の給料、手当と経常的経費のほか主なものとしたしまして。9ページ、18節委託料837万6,000円では、公営企業会計アドバイザー業務委託料、立科町特定環境保全公共下水道の事業計画変更業務委託料、経営戦略改定業務である審議会運営支援業務委託料、消費税申告業務委託料、地理情報管理システム保守及び台帳データ更新委託料の計上、30節負担金1,467万円では、料金徴収業務負担金、白樺湖特定環境保全公共下水道一時修繕及び白樺湖幹線分負担金などを計上しました。

9目減価償却では、2億1,399万1,000円の計上です。

10ページをご覧ください。

2項営業外費用では、1目支払利息及び企業債取扱処費に1,692万円を計上、2目消費税及び地方消費税に1,921万7,000円を計上しました。

3項特別損失につきましては、4目過年度損益収税損では21万4,000円の計上、4項予備費として150万円を計上しました。

11ページをご覧ください。

資本的収入ですが、3款資本的収入1項企業債1目建設改良企業債9,730万円は、立科浄化管理センター耐震補強工事、立科特定環境保全公共下水道マンホールポンプ場実施設計によるものです。

5項補助金1目国庫補助金1億1,470万8,000円は、立科浄化管理センター耐震補強工事、立科特定環境保全公共下水道マンホールポンプ場実施設計に対する国補助金です。

3目他会計補助金2億503万7,000円は、企業債元金償還補助金として一般会計からの繰入金です。

6項負担金等2目分担金180万2,000円は、新規加入者受益者分担金等の見込み分です。

次に、資本的支出ですが、4款資本的支出、1款建設改良費1目管路建設改良費1,300万7,000円は、管路延長が必要になった場合に工事ができるように管渠延長工事1件分の設計管理委託料及び工事費、立科町特定環境保全公共下水道マンホールポンプ場実施設計業務委託料の計上、3目処理場建設改良費2億460万円は、立科浄化管理センター耐震補強工事費の計上、4目流域下水道建設負担金では176万円を計上しました。

2項企業債償還金では、2億683万8,000円を計上しました。

12ページは、令和5年度立科町下水道事業予定キャッシュフロー計算書です。

13ページは、令和4年度立科町下水道事業予定損益計算書になります。

14、15ページは、令和4年度立科町下水道事業予定貸借対照表。

16、17ページは、令和5年度立科町下水道事業予定貸借対照表です。

18ページから25ページは、職員の給与明細書で、26ページは、債務負担行為に関する調書、27ページ以降は、令和5年度立科町下水道事業会計注記表となっておりますのでご覧ください。

以上、説明を申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

**議長（田中三江君）** お諮りします。令和5年度各会計の当初予算につきましては、質疑を省略して、議会委員会条例第5条の規定によって、議長を除く議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕



異議なしと認めます。よって、令和5年度各会計の当初予算につきましては、議長を除く議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

これにより、直ちに予算特別委員会を開催し、正副委員長を選任の上、報告願います。

ここで暫時休憩とします。議員は、第1委員会室にお集まりください。再開は10時50分の予定です。

(午前10時28分 休憩)

(午前10時50分 再開)

**議長（田中三江君）** 休憩前に戻り、会議を再開します。

本会議休憩中に開催されました予算特別委員会において、正副委員長の選任と日程が決定しましたので、報告します。

委員長に5番、森澤文王君、副委員長に6番、今井 清君が選任されました。

日程は、3月13日及び3月14日の2日間、いずれも午前9時開議と決定いたしました。

森澤文王予算特別委員長、何か報告事項はありますか。

**5番（森澤文王君）** 特にはございません。

◎日程第4 議案第29号

**議長（田中三江君）** 日程第4 議案第29号 町有地貸付料の不納欠損に係る請求権の権利放棄についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

齊藤総務課長、登壇の上願います。

〈総務課長 齊藤 明美君 登壇〉

**総務課長（齊藤明美君）** 議案第29号 町有地貸付料の不納欠損に係る請求権の権利放棄について、提案理由の説明を申し上げます。

立科町町有地貸付条例第4条の規定による貸付料について、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、次のとおり不納欠損に係る請求権の権利放棄について、議会の議決を求めるものでございます。

件数は4件、契約は全て法人でございます。

番号1の貸付区画は、女神湖7-1号及び7-2号。調停年度は平成12年度から25年度まで。貸付料は1,822万4,000円です。理由は、平成21年1月に代表取締役が死亡、他の役員は所在不明であり、財産調査の結果、換価可能財産がなく、未納分の納入は

見込めないためでございます。

番号2の貸付区画は蓼科牧場205号。調停年度は平成23年度から令和4年度まで。貸付料は111万6,183円です。理由は、令和2年10月に代表取締役が死亡、他の役員による事業再開、代表取締役選任の意向がないことが裁判所で確認され、財産調査の結果、換価可能財産がなく、未納分の納入が見込まれないためでございます。

番号3の貸付区画は白樺湖60号。調停年度は平成31年度。貸付料は5万6,616円です。理由は、当該法人の破産手続が終結し、未納分の納入が見込めないためでございます。

番号4の貸付区画は白樺湖76号。調停年度は平成25年度から26年度まで。貸付料は5万375円です。理由は、当該法人が平成30年8月末日に解散し、財産調査の結果、換価可能財産がなく、未納分の納入が見込めないためでございます。

3月2日提出、立科町長。

以上、説明を申し上げましたが、ご審議の上議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

◎日程第5 議案第30号～日程第6 議案第31号

**議長（田中三江君）** 日程第5 議案第30号 水道料金の不納欠損に係る請求権の権利放棄について、及び日程第6 議案第31号 下水道使用料の不納欠損に係る請求権の権利放棄についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

篠原建設環境課長、登壇の上願います。

〈建設環境課長 篠原 英男君 登壇〉

**建設環境課長（篠原英男君）** 議案第30号 水道料金の不納欠損に係る請求権の権利放棄について、提案理由の説明を申し上げます。

立科町給水条例第23条の規定による水道料金について、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、次のとおり水道料金の不納欠損に係る請求権の放棄について、議会の議決を求めるものです。

3月2日提出、立科町長。

上から順に申し上げます。1から3番目は同じ法人で3口になりますが、設置場所は立科町大字芦田八ヶ野976番地1。調停年度と水道料金はそれぞれ、1番は平成12年から22年度、1,271万7,350円。2番は平成12年から13年度、3万1,680円。3番は平成12年から13年度、2万9,190円で、理由は、代表取締役が死亡し、ほかの役員の所在も不明であり、財産調査の結果、換価可能財産がないことから、滞納分の未納が見込めないためです。

次に、4番から5番は同じ法人で2口になりますが、設置場所は、立科町大字芦田

八ヶ野1045番地、調停年度と水道料金はそれぞれ、4番は平成17年度から令和2年度、77万960円。5番は平成17年から令和3年度、204万1,820円で、理由は、代表取締役が死亡し、ほかの役員に事業再開及び代表取締役選任の意向がないことを裁判所の諮問で確認しており、財産調査の結果、換価可能財産がないことから滞納分の納入が見込めないためです。

6番は、設置場所は立科町大字芦田八ヶ野1731番地、調停年度は平成30年から令和元年度、水道料金は1万5,908円で、理由は、法人の破産手続が終結し、滞納分の納入が見込めないためです。

7番目は、設置場所は立科町大字芦田八ヶ野1643番地、調停年度平成25年度、水道料金は9,300円で、理由は、法人が解散しており、財産調査の結果、換価可能財産がないことから、滞納分の納入が見込めないためです。

以上、説明を申し上げましたが、ご審議の上議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議案第31号 下水道使用料の不納欠損に係る請求権の権利放棄について、提案理由の説明を申し上げます。

立科町白樺高原下水道の設置及び管理に関する条例第8条の規定による下水道使用料について、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、次のとおり下水道使用料の不納欠損に係る請求権の放棄について、議会の議決を求めるものです。

3月2日提出、立科町長。

上から順に申し上げます。1番目は、設置場所は立科町大字芦田八ヶ野976番地1、調停年度平成12年から22年度。下水道使用料は607万3,910円。理由は、代表取締役が死亡し、ほかの役員の所在も不明であり、財産調査の結果、換価可能財産がないことから、滞納分の納入が見込めないためです。

次に、2から3番目は同じ法人で2口になりますが、設置場所は立科町大字芦田八ヶ野1045番地。調停年度と下水道使用料はそれぞれ、2番は平成17年から令和2年度、63万5,820円。3番は平成17年から令和3年度、132万1,450円で、理由は、代表取締役が死亡し、ほかの役員に事業再開及び代表取締役選任の意向がないことを裁判所の諮問で確認しており、財産調査の結果、換価可能財産がないことから、滞納分の納入が見込めないためです。

以上、説明申し上げますが、ご審議の上議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

#### ◎日程第7 議案第32号

**議長（田中三江君）** 議案第32号 蓼科・中尾辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の策定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

竹重企画課長、登壇の上願います。

〈企画課長 竹重 和明君 登壇〉

**企画課長（竹重和明君）** 議案第32号 蓼科・中尾辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の策定について、提案理由の説明を申し上げます。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、別紙のとおり蓼科・中尾辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（以下「総合整備計画」という。）を定めることについて、議会の議決を求める。

3月2日提出、立科町長。

同法に基づき、当町では蓼科地区及び中尾美上下地区を辺地として定めており、この地域において公共的施設を整備しようとする場合は、同法第3条の規定により総合整備計画を県知事と協議をし、議会の議決を経て総務大臣に提出します。この総合整備計画を策定することにより、財源的に有利な起債、返地対策事業債を活用することができるようになります。当町では、総合整備計画の計画期間を3か年と定め、令和2年度から4年度までの計画期間満了に伴い、令和5年度から7年度までの総合整備計画を今回策定するものでございます。

2枚おめくりください。1ページ、総合整備計画書をご覧ください。2、公共的施設の整備を要する事情の項では、最初にこの地域の位置や産業等の概要を記載し、その下に個別の施設に対する整備事業等を列記し、整備を必要とする事情を示しております。個別の事業につきましては、現行計画の14事業のうち事業完了や計画変更となった5事業を除き、9事業は継続する事業となります。

具体的には、1ページの2番目、蓼科牧場整備事業、展望休憩所整備事業、御泉水自然園整備事業、2ページの白樺高原公衆トイレ整備事業、夢の平キャンプ場トイレ整備事業、スキー場整備事業、白樺湖遊歩道整備事業、女神湖センター等整備事業、3ページの地域情報通信設備更新事業が継続事業でございますが、事業の進展等により整備する内容が現行計画と異なるものもございます。

また、新たに追加するものは2事業で、1ページの1番目、簡易水道施設更新及び整備事業は、夢の平及び白樺湖簡易水道において水道水の安定的な供給を継続するため、漏水対策、施設修繕及び整備を図るものであります。2ページの最下段、蓼科園地及び蓼科野外音楽ホール整備事業は、建設より30年以上が経過し、老朽化が進んでいる状況等であることから、施設の整備を行い、観光地のイメージアップや利便性の向上を目指す事業でございます。

続いて3ページの3、公共的施設の整備計画をご覧ください。表となっております。表の一番下の合計は、事業費は11事業で、6億5,400万円。上下水道事業債等の特定財源6,574万円を差し引き、一般財源は5億8,826万円で、一番右の列の一般財源のう

ち辺地対策事業債の予定額は5億8,820万円でございます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上お認めいただきますよう、お願い申し上げます。

◎日程第8 議案第33号～日程第9 議案第34号

**議長（田中三江君）** 日程第8 議案第33号 立科町町道路線の認定について及び日程第9 議案第34号 立科町町道路線の変更についての2件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

篠原建設環境課長、登壇の上願います。

〈建設環境課長 篠原 英男君 登壇〉

**建設環境課長（篠原英男君）** 議案第33号 立科町町道路線の認定について、提案理由の説明を申し上げます。

道路法第8条第2項の規定により、次の路線を立科町の町道として認定することについて、議会の議決を求めるものです。

3月2日提出、立科町長。

これは令和4年度定住促進団地整備工事が完成したことに伴い、団地内道路を現在ある町道東部住宅線の支線として認定するものです。路線名は東部住宅線、起点は大宇塩沢字佛久保1875番20、終点は大宇塩沢字佛久保1875番の16です。延長は67メートルです。

以上説明を申し上げましたが、ご審議の上議決いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

議案第34号 立科町町道路線の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

次のとおり町道の路線を変更するため、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものです。

3月2日提出、立科町長。

これは国道254号宇山バイパスの完成に伴い、町道の終点等を変更するものです。路線名は小林線。変更前の終点は大宇山部字小林238番。変更後の終点は大宇山部字小林239番5。変更前の最大幅員は5メートル、変更後の最大幅員は10メートル、その他変更はございません。

以上、説明を申し上げましたが、ご審議の上議決いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

◎日程第10 請願第1号

**議長（田中三江君）** 日程第10 請願第1号 LPガス料金上昇に対する直接的な負担軽減対策を求める請願書（地方創生臨時交付金の活用）を議題とします。

本請願の趣旨説明を願います。

紹介議員10番、滝沢寿美雄君、登壇の上説明願います。

〈10番 滝沢 寿美雄君 登壇〉

**10番（滝沢寿美雄君）** 10番、滝沢。L P ガス料金上昇に対する直接的な負担軽減対策を求める請願書の提出について、紹介議員として趣旨説明をいたします。

昨年9月に、足元の物価高騰に対する総額3兆円を超える予算が計上され、その中で電気・ガス等価格高騰重点支援地方交付金6,000億円が、各地方公共団体において地域の実情に応じ、重点的、効果的に活用できるようになりました。

しかし、L P ガスについては、都市ガスと比べ約1万7,000社のL P 事業者があり、直接的な料金軽減対策の執行は難しいと、枠から外れたわけであります。しかし、地域エネルギーの7割を超すL P ガスは重要であり、企業・家庭向けの直接的な負担軽減対策を講じる必要があります。そのような観点から、議員・職員にはぜひともこの請願書に賛同をいただき、お通しいただきたくお願いを申し上げます。

**議長（田中三江君）** 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会とします。ご苦労さまでした。

なお、直ちに土地開発公社理事会が開催されますので、第1委員会室に議員各位ご参集願います。

（午前11時12分 散会）